

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県生活環境の保全に関する条例	公 布 日	平成13年3月27日
条 例 番 号	平成13年三重県条例第7号	直 近 改 正 日	平成22年3月29日
所管部局課	環境生活部環境生活総務課、地球温暖化対策課、大気・水環境課、廃棄物・リサイクル課	電 話 番 号	059-224-2314
条例の概要	環境基本条例の理念に沿って、公害防止のための規制、事業活動等による環境への負荷の低減、資源の循環的利用をはかるための措置等を定めることにより県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保全を図る。	条例の 類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	事業活動及び日常活動における環境への負荷低減や資源の循環的利用を推進することは、現在においても県内の良好な生活環境を保持するために必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	良好な生活環境を保全していくためには、義務を課すなど、条例等で一定の制限を設ける必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である「環境の保全について必要な事項を定めること」を各条文で規定しており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	公害の防止や環境負荷の低減、資源の循環的利用など県民の生活環境の保全について規定したもので、「環境を守る持続可能な社会」をめざす県民力ビジョンと整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	河川等の水質汚濁や地盤沈下など県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	条例の執行による費用のほかに、条例に規定する規制権限発動により課せられる義務がコストとして考えられるが、その効果(生活環境の保全)は、広く県民が享受するものであり、その配分は適正であるといえる。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	生活環境の保全は、広く県民が享受するものであり、効果は一部の県民に限られていない。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	本条例による各種規制は、公益上の必要性が認められる。		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	第4条において、市町と協働することを明記している。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	いいえ	三重県都市環境保全対策協議会から、第50条第1項、第51条第1項、第53条及び第54条の規制に関する立入権限等の付与についての要望を受けており、改正の必要性について検討中。		
点検・見直し結果	理由	特記事項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策については、環境負荷の低減の枠組みではなく、地球温暖化対策そのものの枠組みのなかで、エネルギー問題を含めた総合的な観点から取組を進めていく必要があり、現在、地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた検討を行っている。同条例が制定された場合は、本条例との重複部分を改正する必要がある。(第9条等) 立入権限等に係る改正の必要性については、条例を事務委任している各市町に確認し、その是非を検討することとしている。(第50条第1項、第51条第1項、第53条、第54条) 		無	無